

山梨県再生資源物の不適正 保管等の防止及び産業廃棄 物の適正管理の促進に関する 条例の手引き

山梨県環境・エネルギー部環境整備課
【令和 6 年 3 月 29 日】

～ はじめに ～

近年、県内で廃棄物等の多量堆積による水質汚濁や悪臭の発生、金属スクラップなどの有価物の不適正な取り扱いによる、保管物の崩落、火災の発生、騒音など、一部で生活環境の保全上の支障となる問題が生じています。

こうした問題が生ずることのないよう、再生資源物の不適正保管等を防止するとともに、産業廃棄物の適正管理を促進することで、生活環境の保全上の支障を防止するため、本条例を制定しました。

条例では、保管行為などに事前の届け出を義務づけ、保管や処理について、事業者が守るべき基準を設定しました。

さらに、保管物のより一層の管理の徹底のため、保管物の移動に関する管理簿の備付けを義務づけました。

これらの義務が適切に履行されるよう、例えば、県が事業場へ立入検査などを行えるほか、基準に適合しない場合の改善命令や搬入停止命令に加え、各種違反に対する罰則についても規定しています。

条例は、本県の良好な生活環境を保全するために必要なものです。事業者の皆様方にとっても、周辺住民の方々のご理解を得ながら、事業を実施していただくため、この条例が規制に留まらず、有効に機能していくことを願っております。

再生資源物及び産業廃棄物について行為者の義務及び県の権限を条例で規定



- | | |
|-------------|----------------------------|
| 1 行為の把握 | 保管等の事前届出を義務付け |
| 2 保管等基準の設定 | 保管・処理行為に基準を設定し、遵守を義務付け |
| 3 適正な保管等の促進 | 保管物の移動に関する管理簿の備付けを義務付け |
| 4 県の指導権限を規定 | 報告徴収・立入検査、措置命令・搬入停止命令を規定 |
| 5 違反行為に罰則 | 届出義務違反、指導・命令違反に対して、懲役又は罰金刑 |

- ・ 再生資源物に起因する生活環境の悪化を防止
- ・ 産業廃棄物の適正な管理を促進



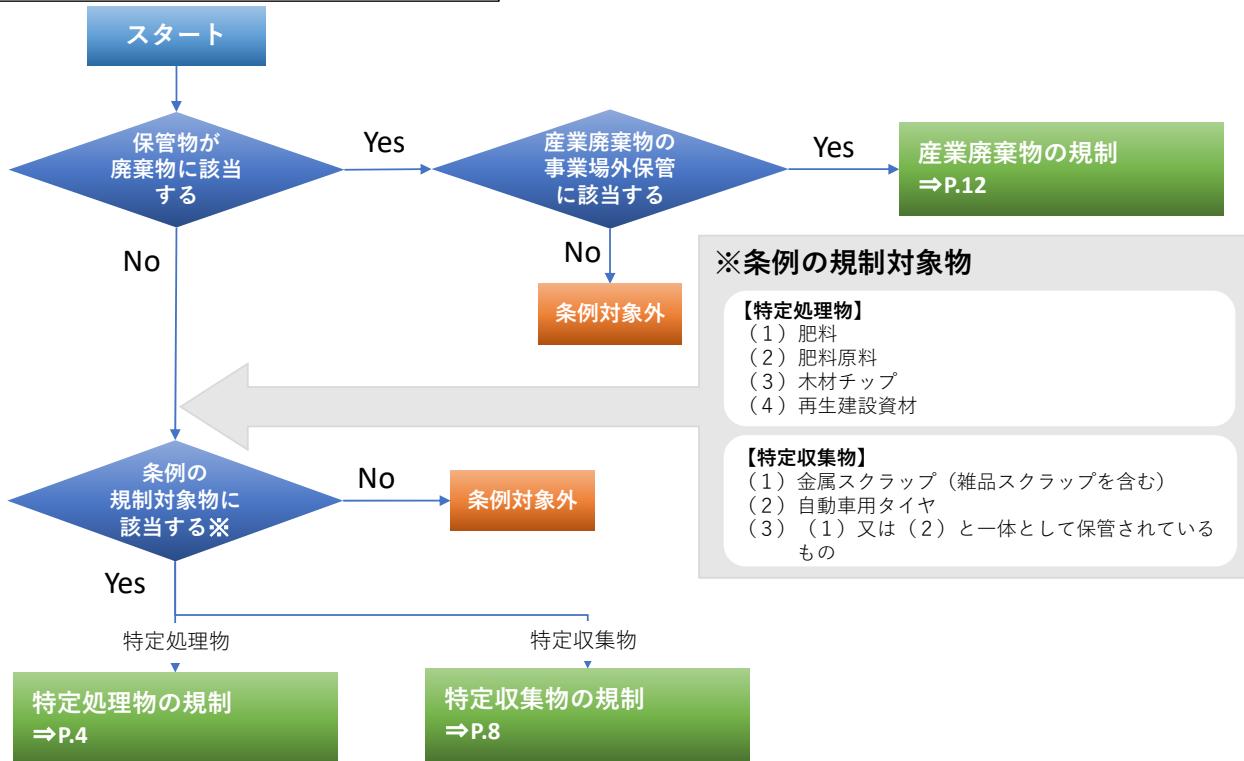
現在及び将来の県民の
健康で文化的な生活を確保

第1 規制対象物の概要

条例手続きフロー

本条例で規制するのは、再生資源物（特定処理物及び特定収集物）と一部の産業廃棄物です。どのようなものが本条例の対象となるのか、また、どのような規制がかかるかについては、次のフローチャートにしたがって、該当する規制対象物のページを参照して下さい。

規制対象物フローチャート



1. 「特定処理物」とは

廃棄物などを処理したもので、多量に保管され不適切に取り扱われると生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものであって、「廃棄物」を除くものです。

具体的には次に掲げるものです。

(1) 肥料

原料の全部又は一部に汚泥その他規則で定める有機物を使用したもの（液状のもの以外のものに限る。）

- 「汚泥その他規則で定める有機物」とは
 - ① 汚泥（廃棄物処理法第二条第四項に掲げる廃棄物）
 - ② 動植物性残さ（廃棄物処理法施行令第二条第四号に掲げる産業廃棄物）
 - ③ 動物のふん尿（畜産農業に係るもの）（廃棄物処理法施行令第二条第十号に掲げる産業廃棄物）

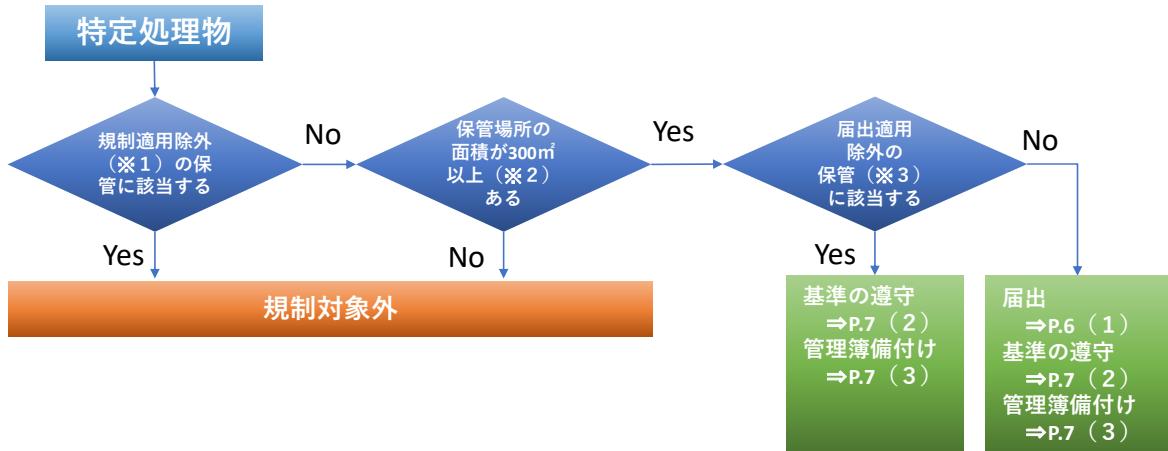
第2 条例の規制

1. 特定処理物の規制について

規制の対象となる保管

特定処理物を300m²以上の場所で保管する場合には、一部の場合を除き、届出、保管基準の遵守、管理簿の備付けが必要です。

特定処理物適用フローチャート



（※1） 規制適用除外の保管

次の条件で保管を行う者は、規制の適用が除外されます。

対象物	保管条件
肥料、肥料原料	畜産業を営む者が行う保管
肥料	肥料を使用する場所（農地など）で行う一時的な保管
再生建設資材	建設資材を使用する建設工事の現場又はその現場付近で行う一時的な保管
肥料、木材チップ、再生建設資材	販売のために包装された左の対象物の保管
肥料、肥料原料、木材チップ、再生建設資材	国、地方公共団体が行う保管

（※2） 保管場所の面積が300m²以上の保管

届出は保管場所ごとに必要です。その面積の算定については次のとおりです。

● 保管場所の面積の算定について

- ・囲いなどにより、他の用地と明確に区切られている区域の面積とします。
- ・保管場所が2箇所以上ある場合については、当該場所同士が近接し、かつ、一体的に管理されているときは、それぞれの面積を合計します。

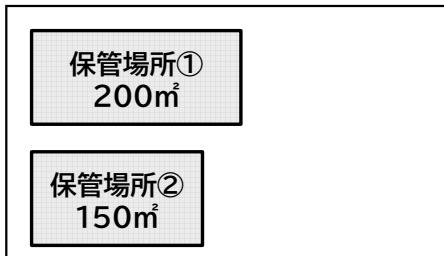
※ 具体的な算定方法については、次のページを確認して下さい。

【例①】



保管場所の面積が300m²以上であるため届出が必要となります。

【例②】 それぞれの保管場所の面積が300m²以下である場合



それぞれの保管場所が一の敷地内にあり(近接し)、かつ一体的に管理されているため、面積を合計します。
 $200m^2 + 150m^2 = 350m^2$

保管場所の面積の合計が300m²以上であるため届出が必要となります。

【例③】 保管場所①の面積は300m²以上、保管場所②の面積は300m²以下である場合



それぞれの保管場所が一の敷地内にあり(近接し)、かつ一体的に管理されているため、保管場所①と保管場所②を併せて届出する必要があります。

【例④】 それぞれの保管場所の面積が300m²以下であり、かつ、道路を隔てて設置されている場合



敷地が道路により分断されていますが、近接しているため、一体的に管理されているときは、面積を合計します。
 $200m^2 + 150m^2 = 350m^2$

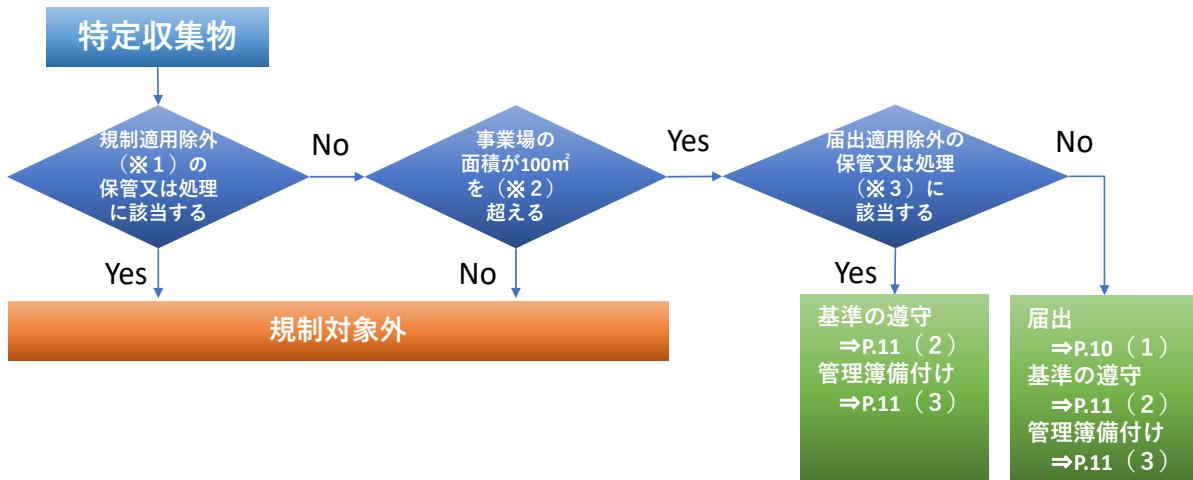
保管場所の面積の合計が300m²以上のため届出が必要となります。

2. 特定収集物の規制について

規制の対象となる保管又は処理

特定収集物の保管又は処理を業として行う場合、一部の場合を除き、事業場ごとの届出、保管又は処理基準の遵守、管理簿の備付けが必要です。

特定収集物適用フローチャート



(※1) 規制適用除外の保管又は処理

次の条件で保管又は処理を行う事業者は、規制の適用が除外されます。

① 他の業務に付随して一時的な保管を行う場合

例1) 修理業者が、機器の修理時に交換した部品を、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間に行う一時的な保管

例2) 機器やタイヤの小売業者が、販売に付随して引き取った不用品を、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間に行う一時的な保管

② 国、地方公共団体が保管又は処理を行う場合

(※2) 事業場の面積が100m²を超える場所における保管又は処理

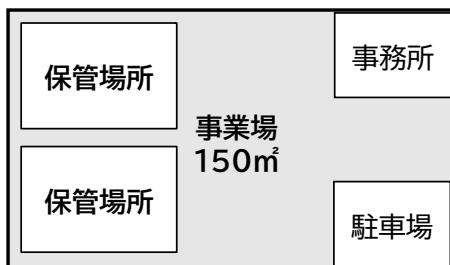
届出は事業場ごとに必要です。その面積の算定については、次のとおりです。

● 事業場の考え方と面積の算定について

- ・事業場とは、特定収集物の保管又は処理を行う場所と一体的に利用されるひとまとまりの土地のことを指します。
- ・「一体的に利用」とは、土地の管理者が同一であり、土地が相互に連続するひとまとまりの土地として、現に一体の土地を構成している又は一体として利用できることをいい、道路や河川により分断されているか否かは関係ありません。
- ・囲いなどにより、他の用地と明確に区切られている区域の面積とします。
- ・例えば、事業場の敷地が2箇所以上にある場合、それらの敷地が一体的に利用されるひとまとまりの土地であるときは、それぞれの敷地の面積を合計します。

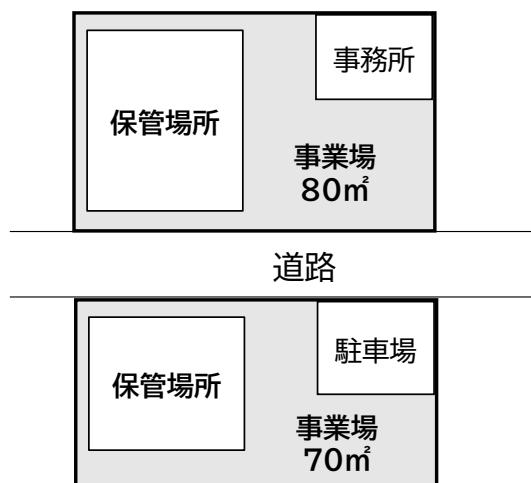
※ 具体的な算定方法については、次のページを確認して下さい。

【例①】



事業場の面積が100m²を超えるため届出が必要となります。

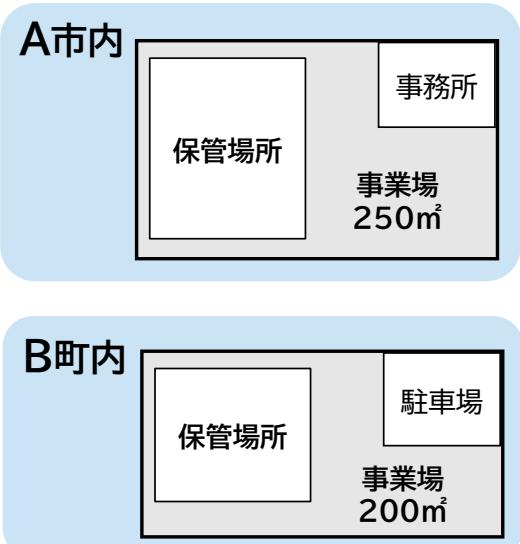
【例②】 それぞれの事業場の敷地の面積が100m²以下であり、かつ、道路を隔てて設置されている場合



敷地が道路により分断されていますが、現に一体の土地を構成しているため、管理者が同一であるときは、面積を合計します。
 $80m^2 + 70m^2 = 150m^2$

敷地の面積の合計が100m²を超えるため届出が必要となります。

【例③】 距離が離れた市町にそれぞれ事業場が設置されている場合



A市内及びB町内の事業場は、距離が離れており、現に一体の土地を構成していないため、別の事業場となりますので、個別に面積を算定します。

なお、A市内及びB町内の事業場は、それぞれ面積が100m²を超えており、その事業場ごとに届出が必要となります(2件の届出が必要となります。)。

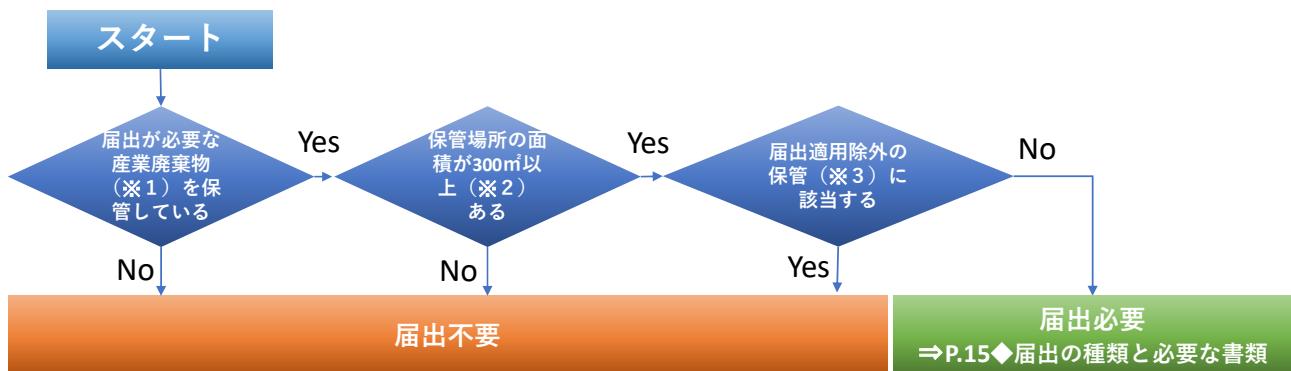
3. 産業廃棄物の規制について

特定の産業廃棄物を、その廃棄物が生じた事業場の外において、自ら保管を行う場合は、一部の場合を除き、届出及び管理簿の備え付けが必要です。

届出の要否

次のフローチャートにしたがって、届出が必要な場合には、該当ページを参照して下さい。
(管理簿備付けの要否は、P.16 を確認してください。)

産業廃棄物事業場外保管届の適用フローチャート



(※1) 届出が必要な産業廃棄物

- ・汚泥（廃棄物処理法第二条第四項に掲げる廃棄物）
- ・廃プラスチック類（廃棄物処理法第二条第四項に掲げる廃棄物）
- ・木くず（廃棄物処理法施行令第二条第二号に掲げる産業廃棄物）
- ・動植物性残さ（廃棄物処理法施行令第二条第四号に掲げる産業廃棄物）
- ・ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず（法律施行令第二条第七号に掲げる産業廃棄物）

(※2) 保管場所の面積が300m²以上の保管

届出は保管場所ごとに必要です。その面積の算定については次のとおりです。

● 保管場所の面積の算定について

- ・囲いなどにより、他の用地と明確に区切られている区域の面積とします。
- ・保管場所が2箇所以上ある場合については、当該場所同士が近接し、かつ、一体的に管理されているときは、それぞれの面積を合計します。

※ 具体的な算定方法については、次のページを確認して下さい。

【例①】



保管場所の面積が300m²以上であるため届出が必要となります。

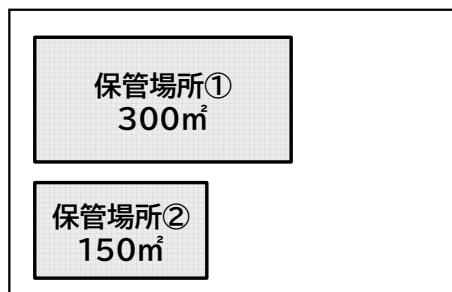
【例②】 それぞれの保管場所の面積が300m²以下である場合



それぞれの保管場所が一の敷地内にあり(近接し)、かつ一体的に管理されているため、面積を合計します。
 $200m^2 + 150m^2 = 350m^2$

保管場所の面積の合計が300m²以上であるため届出が必要となります。

【例③】 保管場所①の面積は300m²以上、保管場所②の面積は300m²以下である場合



それぞれの保管場所が一の敷地内にあり(近接し)、かつ一体的に管理されているため、保管場所①と保管場所②を併せて届出する必要があります。

【例④】 それぞれの保管場所の面積が300m²以下であり、かつ、道路を隔てて設置されている場合



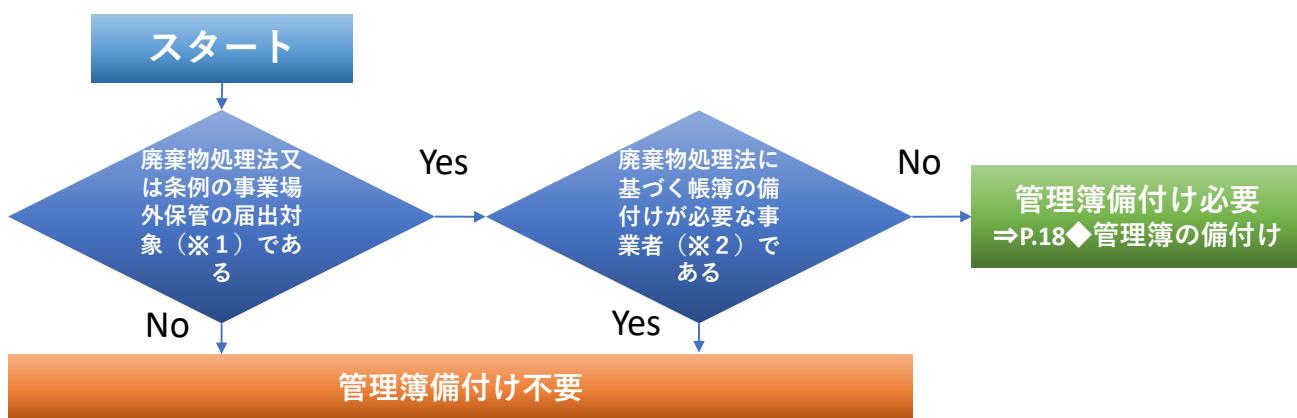
敷地が道路により分断されていますが、近接しているため、一体的に管理されているときは、面積を合計します。
 $200m^2 + 150m^2 = 350m^2$

保管場所の面積の合計が300m²以上のため届出が必要となります。

管理簿備付けの要否

次のフローチャートにしたがって、管理簿備付けが必要な場合には、該当ページを参照して下さい。

産業廃棄物事業場外保管の管理簿備付け適用フローチャート



(※1) 法又は条例の事業場外保管の届出対象

保管条件	参考法令
本条例に規定する届出が必要な産業廃棄物の事業場外保管を行う場合（注）	条例第十六条第一項
廃棄物処理法に規定する建設廃棄物の事業場外保管を行う場合（注）	廃棄物処理法第十二条第三項 廃棄物処理法第十二条第四項
廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物（建設廃棄物）の事業場外保管を行う場合（注）	廃棄物処理法第十二条の二第三項 廃棄物処理法第十二条の二第三項

（注）非常災害のために必要な応急措置として行った場合を含む

(※2) 廃棄物処理法に基づく帳簿の備付けが必要な事業者

次の事業者は、廃棄物処理法において帳簿備付けの義務があるため、本条例の規定による管理簿を備え付ける必要はありません。

事業者の条件	参考法令
事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設、又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者	廃棄物処理法施行令第六条の四各号
事業場の外において自ら排出した産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（上の者を除く）	
親子会社認定を受けた者（上の2者を除く）	
特別管理産業廃棄物の排出事業者	法第十二条の二第十四項

○ 特定処理物保管基準（条例第10条）

特定処理物保管者が特定処理物の保管を行う場合には、次の基準に従わなければなりません。



① 囲いの設置

特定処理物の保管場所の周囲に囲いを設けること

（第一号イ）

保管する特定処理物の荷重が直接囲いにかかる（おそれを含む）構造である場合は、構造耐力上安全であること

（第二号イ）

囲いの高さは、保管物よりも50センチメートル高い高さとすること

（第二号ロ）

囲いの設置は、保管場所を明確にするとともに、特定処理物の飛散・流出や保管場所に人がみだりに立ち入ることを防止するために必要です。



② 掲示板の設置

外部から見やすい箇所に、次の事項を表示した掲示板（縦及び横が60cm以上）を設置すること

（第一号ロ）

- ✓ 特定処理物の保管の場所である旨
- ✓ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ✓ 最大保管高さ（屋外で特定処理物を、容器を用いずに保管する場合）（③を参照）

特定処理物が保管される場所の周囲は、高い塀や壁で囲われることが多く、内部で何が行われているか状況が見えないため、周辺の住民が不安を感じることが多く、苦情に繋がることがあります。

管理責任者を明確にするとともに、条例に基づく手続きがなされている場所であることを周辺の住民に周知するためにも、事業場の入り口など、外部から見えやすい箇所へ掲示してください。

特定処理物保管場所	
名称・代表者 本社所在地 管理者氏名 連絡先電話番号	
最大保管高さ	

60cm以上

図 1-1.特定処理物保管場所の掲示板の作成例

○ 特定収集物保管等基準（条例第14条）

特定収集物保管等事業者が特定収集物の保管又は処理を行う場合には、次の基準に従わなければなりません。



① 囲いの設置

特定収集物の保管場所の周囲に囲いを設けること

(第一号イ)

保管する特定収集物の荷重が直接囲いにかかる（おそれを含む）構造である場合は、構造耐力上安全であること

(第二号イ)

囲いの高さは、保管物よりも50センチメートル高い高さとすること

(第二号ロ)

囲いの設置は、保管場所を明確にするとともに、特定収集物の飛散・流出や保管場所に人がみだりに立ち入ることを防止するために必要です。



② 掲示板の設置

外部から見やすい箇所に、次の事項を表示した掲示板（縦及び横が60cm以上）を設置すること

(第1号ロ)

- ✓ 特定収集物の保管又は処理の場所である旨
- ✓ 保管又は処理の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ✓ 最大保管高さ（屋外で特定収集物を、容器を用いずに保管する場合）（③を参照）

特定収集物が保管又は処理される場所の周囲は、高い塀や壁で囲われることが多く、内部で何が行われているか状況が見えないため、周辺の住民が不安を感じることが多く、苦情に繋がることがあります。

管理責任者を明確にするとともに、条例に基づく手続きがなされている場所であることを周辺の住民に周知するためにも、事業場の入り口など、外部から見えやすい箇所へ掲示してください。

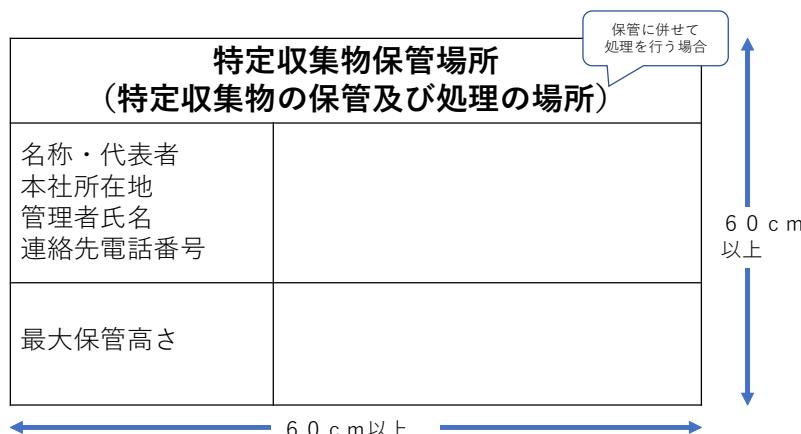


図1-3.特定収集物の保管（又は処理）場所の掲示板の作成例